

対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（案）等に対する意見募集結果について

令和6年8月16日  
財務省  
経済産業省  
国土交通省

令和6年6月19日（水）付で「対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（案）」等に対する意見募集を行ったところ、3件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方を、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

#### 1. 実施期間等

##### （1）意見募集期間

令和6年6月19日（水）～令和6年7月19日（金）

##### （2）実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）及び財務省ウェブサイトに掲載。

##### （3）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール、FAX 及び郵送。

#### 2. ご意見の総数

3件

#### 3. 寄せられたご意見及びご意見に対する考え方

（別紙1）のとおり。

#### 4. その他意見募集を行った案からの変更点

（別紙2）のとおり。

#### 5. 本件に関するお問い合わせ先

財務省国際局調査課投資企画審査室  
電話番号：03-3581-2279

## 1. 寄せられたご意見及びご意見に対する考え方

番号	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>(1) 告示別表第一10号口、コア告示10号口の範囲については、以下のとおり、不明確であるため、当事者が判断しやすいように明確化されるべきである。</p> <p>a. 半導体部素材や半導体製造装置その他の機器について、従前「特に設計された」と規定されていたが、半導体素子又は集積回路の製造のために「専ら用いられる」に変更される。これにより、本号への該当性は、設計・製造の意図よりも、実際に顧客において半導体素子や集積回路の製造のために使用されているかで判断することになると理解しているが、「専ら用いられる」という要件があるため、半導体素子及び集積回路以外の製品の製造、測定、分析のためにも用いられている場合は、指定業種告示10号口に該当せずしないと読むのが自然のように思われる。実際には、多少半導体関連以外の用途がある場合にも本号に該当するという意図である場合は、その点を文言上明らかにするか、少なくとも、ガイダンス等で示すべきではないか。</p> <p>b. 末尾の「その部分品若しくは素材等」は、半導体製造装置の部分品・素材を指し、半導体部素材の更に部分品・素材等を含まないという読み方で差し支えないか。</p> <p>c. 半導体製造装置の部分品もしくは素材等については、半導体製造装置「のために専ら用いられる」部分品、「特に設計した」部分品といった限定が特になく読めるが、半導体製造装置又は半導体製造のために専ら用いられる機械器具の部分品や素材等をおよそすべて含むという趣旨か。半導体製造以外の機械器具の部品や素材としても使用される汎用的な部品、素材（ねじ、釘、配線、スイッチ、筐体など）の製造業も本号に該当するのは広すぎるように思われる。10号二の先端電子部品の部分品及び素材と同様に、半導体製造装置等のために専ら用いられる部分品もしくは素材等、という趣旨ということであれば、その点を明確にされたい。</p> <p>(2) コア業種を適切に追加して規制を強化することも必要と考えるが、外為法の対内直接投資等の審査制度において、機微な事業を営む国内の会社の支配権が間接的に変更されることについて審査対象とされていないことで、審査すべき重要な取引が見逃されていないか、懸念している。</p>	<p>a. ご意見ありがとうございます。指定業種告示別表第一第十号口における半導体部素材と半導体製造装置については、ご指摘いただいたとおり、どのように用いられているかで対象となるか判断されるものとなります。詳細は、改めて関係省庁ホームページにてガイダンスをお示しする方向で検討してまいります。</p> <p>b. ご意見のとおりです。</p> <p>c. ご意見ありがとうございます。「半導体製造装置等のために専ら用いられる部分品若しくは素材等」を対象とするものになり、その点が明確になるよう条文も修正いたしました。また、ねじやボルト釘のように広範かつ汎用的な部分品までも対象に含むことは想定しておりません。これら解釈につきましても、関係省庁ホームページにて、ガイダンスをお示しする方向で検討してまいります。</p> <p>(2) ご意見ありがとうございます。ご意見として承り、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>

	<p>他方で、グループ内再編や同一役員の再任への同意のように安全保障上のリスクへの影響が限定的な行為や、ソフトウェア業が一律指定業種として指定されているがためにリスクが必ずしも高くない事案が審査対象とされており、合理性及び効率性の面で、疑問がある。対日投資の活性化のためにも、ルールの合理化に向けて引き続きご検討をいただきたい。</p>	
2	<p>カバー範囲を広げたのはいいですが、「国の安全等の観点から必要最小限の業種を指定し、外国投資家による投資に対して、財務省及び事業所管省庁による事前審査を義務付け」っていうのは不十分です。事前審査ではなく、「外国投資家の投資禁止」にすべきです。安全保障上の観点から、少なくとも外国投資家比率は1/3未満に抑えるべきと考えられます。</p>	<p>対内直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションや地域での投資拡大・雇用創出を通じて、日本経済の成長力強化及び地域の活性化に貢献するものであることから、国の安全等の観点から問題のない対内直接投資については推進を行っていく必要があります。</p> <p>このような考えのもと、外為法では、法目的に従い、対外取引自由を原則としつつ、必要最小限の管理調整を行う観点から、告示で指定する一定の業種を営む企業に対する外国投資家による対内直接投資等及び特定取得について、事前届出を求めることとしております。</p>
3	<p>① 今般、「経済安全保障推進法における特定重要物資の追加指定等を受け」としながら、同法の特定重要物資に指定されていない積層チップインダクタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子（及び光ファイバーケーブル）の製造業者が業種追加されることになっています。</p> <p>これら経済安全保障推進法で指定されていない物資の製造業を追加する理由について、明確な理由が明記されておりません。</p> <p>今回追加候補となる物資以外にも、追加して頂きたい物資はありますので、業種追加される際には、その必要性に関して、予め明確にご説明頂きたい。</p> <p>② 現在特定重要物資に指定されている「アナログ半導体」を電子部品区分に移行し、支援条件である投資規模を100億円程度まで引き下げをして頂きたい。</p>	<p>① ご意見ありがとうございます。これら業種に係る対内直接投資等につきましては、昨今の国際情勢や事業環境を取り巻く状況の変化等の観点より、国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものと判断されたことから、コア業種として追加をする必要があるものと判断したものになります。</p> <p>② ご意見ありがとうございます。ご意見の内容は経済安全保障推進法に係る特定重要物資の支援に係るものであり、今回のパブリックコメントの対象ではございませんが、いただいたご意見につきましては、経済安全保障推進法の担当省庁にも共有させていただきます。</p>

## 2. その他意見募集を行った案からの変更点

○対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示等について、下記のとおり変更し、技術的な修正を行いました。

(傍線の部分は変更部分)

告示名	号	変更前	変更後
対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示	十 (口)	十 次に掲げる物の大分類E— 製造業 イ [略] ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材(半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等(未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。))をいう。)又は半導体製造装置(半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロパー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七—半導体製造装置製造業、小分類二七三—計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七—電気計測器製造業を含む。)若しくはその部分品若しくは素材等	十 次に掲げる物の大分類E— 製造業 イ [略] ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材(半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等(未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。))をいう。)又は半導体製造装置(半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロパー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七—半導体製造装置製造業、小分類二七三—計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七—電気計測器製造業を含む。)若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等
対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示	十 (口)		
対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示	十二 (口)		
対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示	九 (口)		

<p>対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示</p>	<p>改正後 二十五号</p>	<p>[号を削る]</p>	<p>[号を削る。]</p>
<p>対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示</p>	<p>改正前 十七～二十、二十二～三十三、三十五～三十八、四十一～四十七</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>